

※重要※

先進的窓リノベ事業 | 交付申請受付終了時の取り扱いについて

先進的窓リノベ事業（以下「本事業」という。）は、戸建住宅を補助対象とする経済産業省事業と集合住宅を補助対象とする環境省事業（経産省事業と合わせて「両事業」という。）で、それぞれ予算が異なります。

各事業は、**補助金申請額*がそれぞれの予算上限(100%)に達し次第、交付申請（予約含む。以下同じ。）の受付をそれぞれ終了します。**よって、片方の事業が交付申請の受付を終了した後も、他方の事業は当該事業の予算上限に達するまで交付申請の受付を継続します。

両事業における交付申請の受付終了時の取り扱いは、以下の通りとします。

※ 交付申請および交付申請の予約が提出された総額（審査中のものも含む）をいいます。なお、審査等により却下または取り下げされたものは含みません。以下、同じ。

(1) 予算執行状況の公表について

- 両事業の予算上限に対する補助金申請額の割合（以下「予算執行状況」という。）は、本事業（<https://window-renovation.env.go.jp/>）のホームページにおいて、午前 0 時時点の状況を、その日の午前中に公表しています。2023 年 7 月 12 日以降は、各事業における予算執行状況を公表しています。また、同 7 月 28 日以降は土日祝日も毎日更新しています。
- 各事業の予算上限に達した日時は、本事業のホームページ上でそれぞれ公表します。

(2) 今後の工事請負契約について

- 本事業の補助対象製品は、発注から納品までに通常より時間を要するものがあります。**今後契約する工事は、必ずメーカー等に納期を確認の上、契約を締結してください。**
- 交付申請の予約は、契約する工事の着手以降に行う必要があり、「工事着手したことがわかる写真」の提出が必要です。提出された写真から工事着手が確認できない場合、当該交付申請の予約を却下することがあります。なお、着手する工事は、提出する工事請負契約に含まれる工事であれば、必ずしも補助対象となる窓の工事に限りません。
工事着手が確認できない写真の例については、「[よくあるご質問](#)」をご参照ください。

(3) 申請受付の終了後の留意点について

交付申請の受付終了後は、交付申請の提出はできません。

また、以前に提出した交付申請であっても、以下の点に留意してください。

《交付申請の受付終了後の留意点》

- ☑ 交付申請の予約は、提出時に付された予約の有効期限内（以下「予約有効期限」という。）に当該予約の承認を受け、交付申請の提出を行ってください。予約有効期限内に交付申請が提出されない場合、交付申請の予約は却下されます。
- ☑ 提出した交付申請の内容及び書類に不備等がある場合、期限（以下「不備訂正期限」という。）を付して訂正を求めます。不備訂正期限内に、必ず不備等の訂正を行ってください。不備訂正期限内に不備等が訂正されない交付申請は却下されます。なお、最終の不備訂正期限は 2024 年 1 月 31 日です。
- ☑ 交付申請の受付終了後に却下された交付申請は再提出ができないため、補助金の交付を受けることはできません。
- ☑ 交付申請の提出が受付終了間際に集中した場合、通常より審査に時間を要することがあります。

(4) 他の事業の交付申請の受付について

- 両事業の交付申請の受付終了後であっても、給湯省エネ事業は当該事業の予算が上限に達するまで、交付申請の受付は継続されます。
- こどもエコすまい支援事業は、2023 年 9 月 28 日に交付申請の受付を終了しました。

(5) その他注意事項

- 公平を期するため、提出された交付申請において、必要書類の不足・添付間違い等が著しい場合、交付申請を却下する場合があります。
- 交付申請の受付終了間際は、住宅省エネポータルへのアクセスが集中し、通信環境が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。事務局は、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、事務局の重過失によらない事故等による補助事業者および第三者の損失に一切の責任を負いません。
- 交付申請の受付を終了したことにより生じるいかなる損失についても、国および事務局は一切の責任を負いません。

以上

◆ 先進的窓リノベ事業事務局 ◆

《ホームページ》

<https://window-renovation.env.go.jp/>

《お問い合わせ》

住宅省エネ 2023 キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-200-594 (IP 電話等の方：045-330-1340)

* 9:00~17:00 / 土・日・祝日含む * 通話料がかかります